

平成 15 年度 動物行政施策等に関する意識調査アンケート結果

1. 実施月日 平成 15 年 4 月 1 日～平成 15 年 4 月 15 日
 2. 回答者 東京都動物愛護推進員 3. 回答者数(調査者数) 83人 / (93人)

<個人データ>

a 回答者の性別

女性	49	59.0%
男性	34	41.0%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

b 回答者の年齢

20代	5	6.0%
30代	15	18.1%
40代	28	33.7%
50代	25	30.1%
60代	7	8.4%
70代	3	3.6%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

c 回答者の居住地域(区市町村別)

区	55	66.3%
市	27	32.5%
町	1	1.2%
村	0	0.0%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

d 回答者の居住形態

一戸建て	46	55.4%
集合住宅	37	44.6%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

<基礎データ>

a 動物の愛護及び管理に関する法律の周知度

内容まで知っている	45	54.2%
内容は少し知っている	32	38.6%
名前は知っている	5	6.0%
全く知らない	1	1.2%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

b 東京都動物の愛護及び管理に関する条例の周知度

内容まで知っている	34	41.0%
内容は少し知っている	42	50.6%
名前は知っている	6	7.2%
全く知らない	1	1.2%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

c 動物は好きですか？

好き	81	97.6%
嫌い	0	0.0%
どちらともいえない	2	2.4%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

d 好きな動物（複数回答）

犬	53	63.9%
猫	34	41.0%
鳥	4	4.8%
馬	3	3.6%
動物全般	19	22.9%
その他	2	2.4%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

e 動物の飼養状況

飼っている	78	94.0%
飼っていない	5	6.0%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

f 飼育頭数

犬	(1 頭)	26	31.3%
	(2 頭)	18	21.7%
	(3 頭)	6	7.2%
	(4 ~ 10 頭)	3	3.6%
	(11 ~ 30 頭)	2	2.4%
猫	(1 頭)	20	24.1%
	(2 頭)	14	16.9%
	(3 頭)	2	2.4%
	(4 ~ 10 頭)	11	13.3%
	(11 ~ 20 頭)	2	2.4%
鳥		6	7.2%
カメ		6	7.2%
ウサギ		5	6.0%
ハムスター		3	3.6%
リス		2	2.4%
モルモット		1	1.2%
プレーリードッグ		1	1.2%
回答者数		83	100.0%
未回答			0.0%
合計		83	100.0%

f 動物の種類

犬	54	65.1%
猫	47	56.6%
ウサギ	5	6.0%
鳥	7	8.4%
カメ	6	7.2%
モルモット	1	1.2%
リス	2	2.4%
ハムスター	3	7.1%
プレーリードッグ	1	7.7%
回答者数	82	98.8%
未回答	1	1.2%
合計	83	100.0%

g 不妊去勢措置の有無

犬	あり	42	50.6%
	なし	13	15.7%
猫	あり	45	54.2%
	なし	4	4.8%
回答者数		83	100.0%
未回答			0.0%
合計		83	100.0%

注意 質問事項の d, f, gは、多種動物の重複飼養者が存在するため合計が一致しない。

<最近の社会状況等について>

Q.1 東京都における動物を取り巻く社会状況は、人と動物にとって？

幸せである	7	8.4%
不幸である	36	43.4%
どちらとも言えない	38	45.8%
回答者数	81	97.6%
未回答	2	2.4%
合計	83	100.0%

Q.2 人と動物にとって不幸であると思われる理由

(複数回答)

自然環境が少ない	26	31.3%
自由に運動ができない	20	24.1%
飼い方が悪い	36	43.4%
近所から迷惑がられている	9	10.8%
集合住宅での飼育規制	26	31.3%
動物飼養について近隣から理解がない	17	20.5%
その他	14	16.9%
回答者数	62	74.7%
未回答	21	25.3%
合計	83	100.0%

Q.3 最近の飼い主のマナー

大変良い	0	0.0%
良い	8	9.6%
どちらともいえない	46	55.4%
悪い	24	28.9%
大変悪い	5	6.0%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

Q.4 動物に関する問題で重要と思われるもの《順位別》(複数回答)

1位 飼い主の動物の知識不足	65	78.3%
2位 動物取扱業での販売動物の取扱方	56	67.5%
3位 虐待	48	57.8%
4位 遺棄	42	50.6%
5位 飼い主のいない猫の増加	37	44.6%
回答者数	83	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	83	100.0%

<役割と協働について>

Q. 5 東京都が担うべき役割として対応強化が必要であると思われるもの

《順位別》（複数回答）

1位	動物愛護及び適正飼養の普及啓発	65	78.3%
2位	災害等、緊急時における体制強化	47	56.6%
3位	放し飼い等不適正飼養に対する取締規制強化	46	55.4%
4位	広報活動の強化	39	47.0%
5位	人と動物との共通感染症対策	37	44.6%
	回答者数	83	100.0%
	未回答	0	0.0%
	合計	83	100.0%

Q. 6 区市町村が担うべき役割として対応強化が必要であると思われるもの

《順位別》（複数回答）

1位	動物愛護及び適正飼養の普及啓発	62	74.7%
2位	住民への身近な苦情・相談	51	61.4%
3位	放し飼い等不適正飼養に対する取締規制強化	42	50.6%
4位	地域猫対策	39	47.0%
5位	広報活動の強化	36	43.4%
	回答者数	82	98.8%
	未回答	1	1.2%
	合計	83	100.0%

Q. 7 民間愛護団体が担うべき役割として対応強化が必要であると思われるもの

《順位別》（複数回答）

1位	動物愛護及び適正飼養の普及啓発	58	69.9%
2位	動物の譲渡推進	52	62.7%
3位	住民への身近な苦情・相談	37	44.6%
4位	愛護ボランティアの活用	36	43.4%
5位	広報活動の強化	34	41.0%
	回答者数	81	97.6%
	未回答	2	2.4%
	合計	83	100.0%

<人と動物との共通感染症について>

Q.8 人と動物との共通感染症について

大変不安である	16	19.3%
不安である	32	38.6%
どちらでもない	28	33.7%
問題ない	5	6.0%
全く問題ない	1	1.2%
回答者数	82	98.8%
未回答	1	1.2%
合計	83	100.0%

Q.9 人と動物との共通感染症が不安である問題点 (複数回答)

感染症について全く情報がない (普及啓発不足)	23	27.7%
感染症について情報が少ない	22	26.5%
国の検疫行政が不十分	26	31.3%
地方自治体の行政対応が不十分	12	14.5%
相談する場所が不明確 (わからない)	13	15.7%
行政の予防体制が不明確	20	24.1%
調査が不十分	11	13.3%
その他	8	9.6%
回答者数	53	63.9%
未回答	30	36.1%
合計	83	100.0%

Q.10 飼養動物に関して日常、身近に感じている問題

<不適正飼養>

都心では、犬と一緒に入れるカフェやマンションも増えているが、その一方、ふんの放置や鳴き声など飼い主のマナーの悪さも目につく。きちんと飼う 終生飼うということの大切さをもっと感じて欲しい。

・自分の飼っている動物のことだけでなく 不幸な犬や猫など動物一般にまで思いをめぐらすようになって欲しい。流行の犬種にとびつき、自宅でもブリードしたいと簡単に考えるような飼い主が多いことに不安を感じる。

・ノーリードで散歩している犬が多く迷惑だ。

・大型犬の取得後、子犬時にしていた運動 (散歩) の質量が、怠慢と体力消耗の危惧のために為されず、いわゆる「つなぎ放し・つなぎ飼い」を引き起こし、犬のフラストレーションの蓄積が『咬傷事故』の原因になっている。さらに、大型犬の場合には、食事量の増加 = 家庭経済の圧迫になり、殺処分や放棄」という事態を招いている。経済的な理由と飼い主の怠惰により、十分な教育・しつけがされないことも上記の事故の原因と考えられる。

・ガード・ドッグやミリタリー・ドッグ、闘犬用犬種の野放図な不適正飼育には、少なくとも 兎

許 許可制度』が必要と感じられ、その危険性という観点から飼い主への厳重な指導と監督・教育が必要である。

・中型から大型犬種の飼育には、その飼育者・購入者が「飼い主としての適性と責任」を持っているかどうか重要である。

・小型犬については、吠える声(中型犬にも共通)が近隣の住民からの苦情としてトラブルとなることがある。

・擬人化された溺愛によって、動物と人間との適正な一線をけじめとして引くことができず溺愛・放任の現象が生じている。

・糞尿の処理という基本的な責任を果たさず、身勝手な自己判断で、首輪やリードをつけずに散歩させ、公共の公園や花壇を荒らしたり「咬傷事故」も発生しており、飼い主の適性には問題が多いと思わざるをえない。

・適正飼養が普及すれば、虐待・遺棄・ふんの放置・放し飼いその他の問題はすいぶん減るだろう。

行政においてしつけ教室・飼い方教室等行ってもいいのではないか。

学校で動物を飼養しているが、教員の多くは動物の習性や飼養について理解していないことが多い。教員にこの法の真意を理解させることが重要だ。

・飼い主の動物に対する知識不足が近所とのトラブルを起こすのではないか。

・犬猫をモノとしてではなく、同じ生き物として共に生きる文化の醸成が求められている。

・「流行」という一時的な興味の対象として動物をとらえている傾向に疑問を感じる。また、それをマスコミがあおっている状況を不快に思う。

・家族の一員＝過保護な扱いという誤った方向性に疑問を感じる。

・飼い主として十分な責任を果たすことができない人が動物を飼っている。

一般の方々の「犬」という動物に対する意識が、外で飼う犬から室内で飼う犬に移行したにもかかわらず、情報不足からかなり欧米より遅れている。

・「しつけ」をして良い犬にするのではなく、人間と室内で暮らせる適性のある犬を選んでほしい。犬種特性の教育も不十分である。

・動物から教えられることも多いことから、動物を十分理解したうえで接することが重要である。

・不慮の事故・ふん害などの防止のため、猫は室内飼いを厳守すべきである。

・飼い主のモラル及び知識の低下(本人の問題と取扱業者の両方の問題)

・私個人は雑種犬が好きだが、近頃はチワワブーム等、日本人の好みが変わり、過去のブーム犬の事が心配だ。

特に犬に関して、飼い主の知識不足を感じている。しつけも大事だし、飼う前にその犬種本来の性格が、各家庭に向いているか考えない飼い主が目立つ。

・飼い主の飼い方のマナーが気になることがよくある。リードをつけずに散歩させるとかロングリードで散歩させることなどが気になる。

・飼い主の自己中心的な動物の飼い方が、動物嫌いを増やしているという現状。適正飼養の理解が不十分。

・ペットを飼う人が増える傾向だが、良い飼い主が増える傾向とは言いがたい。(年長いた動物への新しい飼い主探しの依頼が後を絶たない。)

・飼養動物の不妊 去勢手術の実施割合の低さ

・安易に飼い、安易に捨てる。なぜ、動物を一生の友や家族として暮らすことができず、「物」として扱うのか。

・動物と共存してこそ、潤いのある町になるのではないか。動物に対する思いやりをもって接すれば、人にも余裕をもった気持ちを持つことができると思う

・飼育者側の動物に対する知識不足もあるが、飼っていない側も、動物と触れ合う知る(見る、触るなど)の機会が少ないため、双方に不幸な環境だと思う。もっと子供の教育時に、動物に接するときの注意 楽しみ方を取り入れることが必要だ。

・ふんの放置。

・飼い主の動物に対する知識不足

・動物の飼い主の責任とマナーの悪さ。

・最近、犬のノーリードでの散歩が大変目立つ。ノーリードにすれば、ふんの始末もおろそかになるし、けんかや事故にもつながる。犬の大きさに関わらず、ノーリードの危険性、マナーの低さをもっと認識してほしい。

・屋外運動マナーについては、かなり良くなっていると思う

・都立公園で犬の放し飼いについてうるさく言われるが、しっかりしつけをしている犬とフリスビーやボール遊びをする間くらいリードを放しても良いのではないか。

・犬のふんを持ち帰らず、公共の場所に埋めて「ちゃんと始末している」と思っている人が多く困っている。

・飼い主の情報不足による虐待や不適切な飼養

・飼い主の知識不足によるトラブルから地域社会での動物に対する嫌悪や不理解が発生する。

・放し飼いの犬が目立つことと共に、運動のさせ方を知らない飼い主がいる。

・動物に対する理解の違いから飼い続けることができなくなるほどの問題を起こしたり 短い飼育期間での死亡が目立つ気がする。苦情としてではなく 飼い主が困ったことを相談できる場所があれば、状況が変わるのではないか。

・飼い主の動物に対する意識に対して、まだまだ改善すべき点が見受けられる。不妊去勢手術の徹底やしつけ、習性についての知識強化等、飼い主のモラルによって、解決できる問題もいくつかある。

・飼い主のモラル向上により 集合住宅での飼育は可能になると思う。いまや動物はペットの域を超えてコンパニオンアニマルになりつつある。広報等による普及に力を入れてほしい。

・犬好き 猫好きが ペット好きの人たちが、犬嫌い 猫嫌い ペット嫌いを育ててしまっている。自分のモラルの低さに気づいてほしい。

・悪意はないが知識不足のため、結局ペットを苦しめたり 周囲に迷惑をかける人がずいぶん多い。

・しつけに失敗し 飼いにくい犬にしてしまい捨てる人も後を絶たない。これらはすべて虐待である。

・動物病院を開業していると 長い間病気なのに治療せず、末期状態で来院するケースが多くある。これは一般的にみると虐待である。

・人と飼養動物が遊べる空間が非常に少ない。適正飼養の啓蒙だけでなく、地域ぐるみの町

内会等における取締規制を強化するべきである。特に外猫のえさやりや不適切飼養やしつけ不足による犬の無駄吠えなど。

・飼い主のマナー等もっと啓発していくべきである。

・近年の動物を家族としてとらえる考えの広まりで動物に対して理解をもつ人が以前よりも多くなってきているが、いまだにふんの放置は多い。

・犬の散歩時の糞便処理について、個人に自覚してもらいたい。

・犬を放し飼いにして散歩している。咬傷事件も起こる。

・動物に関する問題はすべて飼い主の問題である。

・動物の知識がないに等しいまま飼い始め、その結果、手放したり放置するという問題を招いている。教育が不可欠である。

・生命を持っているという認識で飼うことを忘れ、物にしている。

・自己中心の考え方をする飼い主も多く、近隣とのトラブルの原因となりやすい。また、飼育していない人の動物への理解も少ない。

< 動物取扱業 >

・飼い主及び販売所等の知識のなさ、不勉強さには、生き物を飼う・売買することへ責任をもつための認識を深めさせることが重要だ。

・現状では、犬猫の飼い主について、その適性を疑問視する意見が多く、誰もが安易に金銭によって、それらを取得できることがひとつの問題である。

・動物の販売業者の中には、動物を愛情なく商品」として販売している。(売れる種の「近親交配」による増産で生じる種の異変や遺伝的欠陥、「賞味期限」を過ぎた商品としての動物の放棄や殺処分、病気に感染した子犬の販売によるトラブル等。)特に近年、希少動物の販売・輸入・密売が、「伝畜共通伝染病」という国の防疫体制にかかわる危機として問題になっており、厳正な処罰を伴う法改正が強く望まれる。

・「ペットレンタル」業者も出現し、防疫を考える上では、これらの業者には「認可制度」を導入し、一定の立ち入り検査が可能な形を作るべきである。また、乳幼児の多い地域や通学路付近における営業や開店についての規制が必要である。

・エキゾチックアニマル等その動物の生態を知らずに飼育または販売している。

・犬の販売において、母犬及び兄弟犬から早く離しすぎている。

・ペットショップでの飼育方法の指導が不適切である。特に犬では、行動心理に基づいた飼育指導が望まれる。子犬時代の過ごし方で、将来の問題行動が予防できるのだから改善を望む。

・ペットショップやブリーダーが商売を優先するのは、動物に申し訳ない。

・動物を直接的・間接的に利用した不適切なビジネスの拡大

・動物愛法(他条例等)を飼養者、動物関連業者にわかりやすく示すことが大切だ。飼養していない国民へも動物愛護精神の普及をするべきだ。

・エキゾチックアニマルなど今は様々な動物をショップ等で購入できるが、買う側の知識不足や流行などで、のちに飼育しきれない人がいる。このような種類の動物は、もっと店側・購入者側に対して規則を厳しくしたらどうか。

・野生動物といわゆるペット(=家畜)の区別がほとんどなく野生動物も売買によって安易に

手に入れることができる。

・野生動物の特質を知らないまま売買する人がいる。無知識で飼育される動物やブーム動物は不幸だ。

・虐待まがいな動物販売

珍しい動物や日本に適していないものを飼うようなことが流行しているようだが、人間は人間らしく犬は犬らしくすることが大切だと思う。今のように垣根がなくなり、何でもありというのはどうなのだろうか。

・犬猫の売買で幼いものは売買禁止。(4ヶ月以上でなければならない。)

・ペット、特に犬等を販売する場合、しつけの問題や飼い主にあった犬種等のアドバイスをした上で販売するべき。また、ペットの習性等を考え、飼える 飼えないというところから責任をもってアドバイスをしてもらえれば、飼い主、動物ともに不幸になる確率は少なくなる。

・日本においても、野生動物 植物等の海外からの輸入規制をするべきだ。

<猫について>

・飼い主のいない猫たちが心配。(不妊 去勢手術をしたうえで、できる限りよい環境で生を全うさせたい。)

・野良猫にえさを与えることが、良いことか悪いことか判断できない。本来、野生動物にはむやみにえさを与えてはならないのが原則のはずである。

・猫を野外飼育する者たちがボランティアだと自称し、さらに他称も勝ちうるような異常な状態は改善されるべきだ。このように錯覚している者たちに対し、野外飼育をしている者にも当然守るべき義務があるということを啓発しなければならない。

・雄猫(未去勢)の放し飼いによる発情雄猫のスプレー問題は、去勢することである程度は解決する。

・地域猫と称する野良猫が増加する一方なので、不妊 去勢手術を積極的に進めていきたい。猫の放し飼いが多くの野良猫を生み出すことにまった気づかない飼い主が多すぎる。

<人と動物との共通感染症>

・人と動物の共通感染症についてPRIは必要であるが、方法論は慎重に選ぶべきだ。動物を好きでない人に過剰な危険感を持たせ、動物愛護の真意を理解されないことになる。

<その他>

・野鳥を保護した際、怪我を診てくれる動物病院が都内にほとんどないことを知り残念に思った。譲渡推進の前段階である(救急)医療の徹底やそれに伴う医療費の問題について行政で検討してほしい。

・動物愛護法』もハード面だけでなく、ソフトの面をより充実させていくことが、課題である。特定個人の変質者による動物の虐待や殺戮、『猫捕り業者』の出没等については、各関連機関(警察・消防等)のより柔軟な連携が必要であり、その対応が求められる。

・人と動物の関係が益々深まっている現代、伴侶動物の予防医学や高度医療、高齢期医療がさらに発展していくことを望む。

・公園におけるドッグランの設置。

現在、飼養動物が置かれてる状況は決して良いとはいえない。その原因のひとつにメディアが作り出す情報がある。表情のかわいさから動物を求める人も少なくないが、「生きている物」「命ある物」として、飼養動物に接することを伝えなくてはならないことが忘れられている。

・ブームをつくるメディアの責任は重い。エリマキトカゲ、ハスキー犬、今後心配されるのはチワワ、そしてブームに火がつきそうなプードルのことが心配だ。

一般社会においては、介護犬等の法律もできて、これらの動物たちの認知は高まった。

集合住宅における動物との共生、行楽地(温泉等)で一緒に泊まれる施設等のあり方についても、研究が進められているようだ。

もっと多くの人にも知識が自然に耳に入るような状況があれば、動物を本当に愛する人たちが増えると思う

・世間一般の人には動愛法はまだよく知られていない。

・アメリカではすでに統計として出されているが、本人は「動物愛護家」のつもりで、空間的にも経済的にも破綻している「コレクター」の問題は大きい。飼われている動物達にとっては「虐待」であり、近隣にとっては大きな迷惑であるのに、本人は頑固に自己主張して孤立してしまっている。一種の「依存症」であるこのケースに関する相談が最近いくつかあり、カウンセリングを含む行政に速やかに対応してもらいたい。

・殺処分があまりにも多すぎる。

・安易に動物を飼う人が多い。(特にテレビなどを通じて一定の種が流行したとき)

・飼養動物にも公的保険制度がほしい。

・ペットフードの基準(原材料や栄養素)を明確にしてほしい。

・里親の充実

・「命ある生きもの」を預かっているということを繰り返し飼い主に啓発するべきだ。

動物介在教育の不在により生命への理解不足が生じ、虐待が起き、社会におけるその対応も不適切である。

・不特定多数、たとえば学校で飼育されている動物には健康局によるケアがあまりされていない。教師を含めて飼育の方法から見直す必要がある。

・介助犬は身近に感じる動物理解の道である。PRをよく実施するべきである。

現在、欧米等においても犬猫に対する問題はあまりない。それよりも渡り鳥のように勝手に日本に入ってくるもの等は、きちんと調査し、生態系を変えないようにしなくてはならない。

情報が氾濫するあまり、正しいインフォメーションを得にくくことが問題だ。動物の飼い方(選び方を含めて)に関する正しいインフォメーションを行うことは今後の課題である。

Q.11 行政への意見・要望等

<普及啓発>

・日本では、個人の所有を離れたところでの動物愛護という精神が希薄だと思う。たとえば、小さな子供が傷ついた希少野生動物を見つけて家に持ち帰った場合、親が戸惑わずに対応できるように、専門家や諸団体に関する広報活動や意識の啓発についてマスコミ等を利用して積極的に行ってほしい。教育面でも、もう少し子供たちが、命と深く関わっていくことについての問題意識を持てるように、具体的な体験の場を提供してほしい。

・狂犬病や飼い方といった基本的な知識をもっと広く伝えてほしい。

・放し飼い等に対する取締規制強化。

・不適正飼養をしている飼い主を直接指導し、改善させることができる制度をつくってほしい。

・動愛法や都条例に関して簡略化した型で、パネル等の広報を、飼う側・飼わない側に提示してほしい。(パンフより、公園・学校等に)

・公園に犬も入れるようにすることが、人と動物が自然体でふれあうチャンスだと思うので、段階を踏んで増やしてほしい。

・各小学校単位でのどう物のふれあい教室を年2回(1回目は生徒、2回目は地域住民参加型)開催してほしい。

・飼い犬の問題や野良猫の問題が大きいですが、野生動物を含む自然環境を視野に入れた動物愛護を進めてほしい。

・犬を登録するとき、犬の知識とマナーを学ぶ機関を作ってほしい。

・インターネット上の動物虐待サイトも閉鎖されているように見えながら、過去のログとして検索できる。このような問題に関しても監視が足りないと思う。

・イベントのみに終わらず、日々のきめ細かい広報が大切だ。名目のみにとらわれず、地道に根気よく進めることに意義がある。行政の方々も大変だと思うが、人と動物との共生のため、様々な立場を考慮し「心ある」対応をしてほしい。

・犬猫(年間50万匹といわれる)殺生処分を少しでも少なくしたいものだ。(不妊に対する助成も必要)

・あまりに知識不足な飼い主が多く見られるので、もっと広報で取り上げる必要がある。また、9月の中央行事は多くの人に来てもらい、動物のことを知ってもらうために、内容を変えてみたらどうか。

(動物に関する)団体と町の中にある獣医が親密になり、一緒に活動する機会があれば、団体である私たちの知識も増え、一般の方々に知識を広めていくことに役立つと思う。

・動物の虐待・遺棄の罪を重くし、テレビの広報で動物との共生、愛護の精神を国民へ伝える。

・適正飼養講習会の開催による適正飼養を普及する。

・今回の愛護推進員制度発足等については、日本の動物愛護行政の発展の第一歩として喜ぶべきことだが、一般市民の認知度が低いのはなぜか。条例の内容を含め、推進員の活動内容についても具体性に欠けている。強制力もなく行政のバックアップ体制(たとえば、不妊去勢手術の費用助成、虐待問題に際しては警察の理解・協力が不可欠)の希薄な中で、推進員に何ができるのか、いまだ何も見えてこない。動物行政全般において、広報活動がほ

とんどされていない。

先進国である日本の首都、東京で命を大切にする倫理的な社会をつくるうえで、動物愛護を推進することは大変重要である。ワン・テーマ、ワン・フレーズのわかりやすいキャンペーンを継続的に行い、動物愛護への理解を浸透させていってはどうか。

動物に対する身近な相談窓口をつくるべき。

動物管理という視点ではなく、地球上に生きるのは人間だけではないという教育が必要だ。
・犬猫を人間の「癒し」の対象とする文化ではなく、義務と責任が伴うことを強調した広報が必要である。

取締規制強化は問題の根本的な解決とは思えないが、対処的手段として有効に利用することも時には必要かもしれないと思う

子供に対する適正飼養教育の実施をしてほしい。

条例の規制を強くしてほしい。推進員が適正に活躍及び指導できるように定めてほしい。

せっかくあるペット条例や犬猫基準をもっと一般的に知らせないといけないと思う。都営住宅等では積極的に動物を飼養できるようにし、マナーを守ることを厳しくするべきだ。動物と暮らすことが動物愛護のスタートなのに、都営住宅で禁止するのはおかしい。正しく飼養することを教えるべきだ。

犬のしつけ方も行政が積極的に行うことが必要だ。犬のふんの放置についても取締りをして、厳しい罰則を設けるとよい。以前、都立公園で犬のしつけ方教室を行いたいとお願いにいったが、許可が下りなかった。

獣医師、動物問題の専門家、販売業、それぞれの分野の人々のネットワークと正しい教育へのサポートをお願いする。

小鳥から犬、爬虫類まで扱い方を誤ると私たち人間の生活を危険にさらす動物であるという意識の普及のためにサポートしてほしい。

放し飼い等の取締規制強化を、誰が、どのような方法で実施するのか具体的なものがほしい。

住民への苦情対策

動愛法の存在すら知らない一般市民に対し、動物を飼う人のみならず、広く普及啓発すべきである。

・ノーリードでの散歩など、一般の人がその飼い主に注意することは、実際には難しい。行政の直接的指導が不可能であれば、それに変わる方法を考えて実行するべきだ。

海外の情報等もっと積極的に取り入れる、あるいは参考にするべきだ。(インスペクター等)

動物愛護推進員に対しては、鳥獣保護委員のようにきちんとした役割を持たせるべきだ。推進員のマニュアルを作るべきである。

・これから動物を飼いたいと思う人たちを対象として、無料のセミナー、相談会などを開催し、トラブルを未然に防ぐことが、動物に関する行政コストを抑制する上でも有効だと思う

動物についての正しい知識の習得や飼い主責務の向上のための動物愛護法 条例の普及啓発は、民間よりも行政レベルで実施するほうが、はるかに効果がある。

・万人にとって良いことなどはありえない。どの程度の我慢を住民にしてもらうのか、一応の線引きは必要である。

法律 条例等の普及啓発と広報と取締りが必要。都や国は実験動物や展示動物の指導 規

制強化。

・人と人とのきずなが軽薄となり、動物とのふれあいがより必要となってきたように思う。早く人間と動物が気持ちよく住める都市を目指してほしい。

・ペットのしつけが不十分である。しつけ教室などが少ない。行政はしつけ教室やパンフレットなどで飼い方の指導を行うべきである。

・集合住宅での飼育ができるよう、多面的に指導・協力する。

・身近な動物を通して、命を考える機会を子供たちに与えられることを希望する。

< 動物取扱業 >

・生体を扱うペットショップ等の実態調査（売れ残りの子犬の行方を含め、展示中の扱いについても）を行ってほしい。

・お祭りなどの路上等のテキ屋のような人が動物を販売する行為に、許可を出さないでほしい。

・動物取扱業での販売動物の取扱い方がなかなかよくなるのはなぜか。表面的に問題がないような店に見えても、見えないところで虐待にあっている動物は数多いように思う。そのような現状をなくすため、踏み切った行政の対応が必要である。

・悪質な飼い主、販売者はどんどん摘発すべき。

・ペットショップなど動物取扱業者に対する規制強化が必要。

・良質ブリーダー育成のための教育制度、資格・免許制度の導入。

・ペットショップなどの動物取扱業を誰でもできる今の制度ではなく、資格つくる等してほしい。

・動物取扱業者についても形ばかりの免許制に大きな疑問を感じる。教育の徹底・監視が必要だ。

・動物販売業務の規制（ここをやらない限り、問題はいつまでも解決しない。）

・動物取扱業を厳しく取り締まる権限を持ち、行使してほしい。悪質な業者、にわかブリーダーがなくなると、不幸な動物が減ることはない。報告を受けたところを見に行き、改善を促すだけでは何の変化も生まない。「良識に任せる」などといっている場合ではない。

・ペットショップやブリーダーを許可制にする。

・行政の力でなくてはできない取締り - 動物取扱業者（ブリーダー、生体販売の許可制）、不適切飼育者に対して厳しい姿勢で臨んでほしい。動物はこのように取り扱うべきである」という行政の姿勢が望ましい。動物愛護の基本思想を生み出すものだと思う。

・悪質な動物業者への指導だけでは、いたちごっこで終わってしまう。動物を「物」として扱わせないように強い姿勢で対応してほしい。

・ペットショップにおける外国産動物（特に野生動物）の輸入・販売の規制強化（原則禁止でもよい。）

・動物取扱業に対しては、もっと厳しい審査を設けるべきである。抜き打ち検査等も行うべきである。

< 猫について >

・行政の一般向けの動物飼養指導は犬ばかりで、猫に対しては無策だ。

・野良猫の不妊手術への助成をさらに行ってほしい。

地域猫問題の早期改善、対策の具体化。(猫おばさんの教育)

猫の登録についても考えてほしい。災害時、緊急時における体制強化に結びつくと思う。

野良猫 地域猫は寿命が延びているので不妊手術ではなく処分を考えていく

地域猫対策、マイクロチップ等の方法での個体管理、不妊去勢手術の実施費用の助成がほしい。

<危機管理対策>

・危機管理体制がどうなっているのか。また、どう考えているのか。

阪神淡路大震災時のことなどを基に、東京の場合、各地域でどうしていけばいいのか、都はどこまで手を差し伸べてくれるのか。

・今回の三宅島の動物救援センターなどを設置する場合は、期限を切らないでほしい。また、世話の手が変わるということは、環境が変わった上にそれ以上のストレスがかかる。ならば、スタッフの変わらない動物病院などに委託し、助成したほうがいいと思う。

・バイオテロ対策について、末端まで広報がない。

・緊急時に動物をどう扱うか」という視点が抜けている。三宅島の例もあり「同伴避難」がもっともよいと思う。人の食料・水が優先されるが、飼い主がどう対応したらよいか、啓発が必要である。

・犬猫などのペットを家族の一員として考える家庭が多くなってきているので、災害時の動物との同行避難をどこの区市町村でもできるようにしてほしい。

<人と動物との共通感染症>

・人と動物の共通感染症のサーベイランスと検診機関 検査法の充実が必要である。

<学校飼育動物>

・児童、生徒の情操教育、心の教育ということで、学校現場で動物の飼養を進める方向にあるようだが、予算も人手もない中で、子ども達にとっての教育的な動物の飼養は望めない。

・教員だけでは動物の世話、子どもの指導(飼育に関する)まではなかなか手が回らない。飼養動物のいる学校に予算と人員(子どもへの飼育指導のできる)の配当を希望する。

・学校飼養動物の実態調査もあわせてやってほしい。

<その他>

・犬 猫(飼育)へのマイクロチップの義務化を推進してほしい。

・代々木公園など基本的に犬の連れ込みが禁止されている場所でも、ルールとマナーを守れば入れるようにしてほしい。一部、ドッグランを設定し、そこに入るためにはオリエンテーションを受けるなど、難しいとは思いますが、何か良い方法を考えたい。

・カラスのトラップは意味がない、維持費ばかりがかかり、やり方も残酷。

・地方の動物相談センター等にはたくさんいる。行政間で譲渡動物のやりとりができないか。

・殺処分のためにお金(税金)を使うのではなく、人も動物も幸福にお互いのテリトリーを守りながら暮らしてゆく環境作りのために使ってほしい。

・公共施設としてドッグランなど、屋外で自由に運動できる場所がない現状を改善すべきであ

る。

・動物飼養可能な住宅の建設推奨。

・動物愛護相談センターでの処分数をもっと公開してほしい。

・民間のボランティアを「ただで使える便利屋」としか思っていない。せめて、後ろ盾にもう少し積極的な行政の動物愛護についての協力がほしい。

・獣医師の質の向上を求める。動物に対し無責任な獣医がいることも認めなければならない。保健所職員も「動物は獣医師にお任せ」の態度が見える。保健所職員の質の向上を求める。

・飼っている猫がいなくなった、清掃局では死体を回収した日付と届出人の住所しか記録していない。せめて、毛色、性別、大きな特徴ぐらいの記録をして死体になっても飼い主に戻せるようしてほしい。

・今後は、独居老人とそのペットの問題が大きくなると思う。コレクターのような依存症の人には心理カウンセラー、老人には老人福祉の担当と、我々が連絡しやすいシステムを考えてほしい。動物愛護は愛護そのものだけの問題ではないのが一般的だ。

・動物愛護推進員が、一般の飼養者に対する取り締まりができるよう要望する。

・不要動物の譲渡と動相センターにボランティアを置いて欲しい。(民間の活用・協働)

・行政は動物と遊べる公園やドッグラン、住宅の整備をできる限りたくさん実施してほしい。

・動物がすみやすい町は、当然人間も住みやすい町である。真の意味で人間と動物が共生できるよう「殺処分の廃止」を最終目標に、あらゆる法整備を進めてほしい。

・シェルター等を作り譲渡を推進する。

・飼う人間に一定の基準をクリアさせる。

・動物病院の透明性(料金表、専門分野の表示)を高めてほしい。

・カラス問題はまずゴミ問題の解決を先に進める。

・動物実験禁止、代替方法の推進

・民間の愛護団体では難しい活動に力を入れてほしい。

・行政へ獣医師をもっと多く就職させるべきである。市によっては一人もいないところがある。

・狂犬病予防法の見直し。狂犬病予防接種を否定するつもりは全くない。登録鑑札などの方法を近代的なものに変えるべきである。

・動物の遺棄について、個体識別をきちんと行い、罰則の強化を希望する。

・少しずつ法改正され、前進しているが、国内の各団体や国との連携が不透明な気がする。行政をトップとしたピラミッド型のつながりがほしい。せつかくの法改正なので、メディアを使い国民に知らせてほしい。近い将来は、警察にも動物専門の部署を設置してほしい。

・各県にひとつでも行政で運営するアニマルシェルター(No kill shelter)を作り、ボランティアも加わりうまく運営できれば、動物の譲渡に対する国民の意識もプラスの考えが広がると思う。

・動物愛護相談センターと愛護団体などのボランティアとの連携により、「殺処分ゼロ」を目指す東京都になれば素晴らしい。

・保護されたプレーリードッグの連絡をしてもらえよう警察・保健所等に依頼しているが、連絡さえもらえないことが多い。行き場のないプレーリードッグの引き取りもしているが、行政として、このようなことに対応するのは無理なのだろうか。